

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 ヘルスアライアンス
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区帯山 8 丁目 1 番 11 号
- (3) 設立認可年月日 平成 22 年 11 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 平成 22 年 11 月 17 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	谷崎 俊哉	日赤通り谷崎 MA クリニック管理者
理 事	谷崎 清美	デイサービス正直家管理者
理 事	谷崎 和子	
監 事	岡野 訓	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	日赤通り 谷崎 MA クリニック	熊本市中央区帯山 8 丁目 1-11	一般病床 無 床 療養病床 無 床 [医療保険 無 床] [介護保険 無 床]
介護老人			

保健施設			
------	--	--	--

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
サービス付き高齢者向け住宅 「正直家」 通所介護・介護予防通所介護 「デイサービス正直家」 訪問介護・介護予防訪問介護 「ヘルパーステーション正直家」	熊本県熊本市中央区帯山7丁目 1番35号	
谷崎 MA クリニック附属南阿蘇温 泉東洋医学研究所	熊本県阿蘇郡高森町大字色見字 上中山川原445番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）
特になし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

様式 3-1

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区帯山8丁目1番11号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	145,326	I 流 動 負 債	32,228
現金及び預金	93,915	買 掛 金	4,473
事業未収金	46,343	未 払 金	5,620
たな卸資産	2,605	未 払 費 用	3,799
前払費用	30	未払法人税等	16,206
その他の流動資産	2,433	預 り 金	150
II 固 定 資 産	200,839	その他の流動負債	1,980
1 有 形 固 定 資 産	187,849	II 固 定 負 債	171,159
建 物	172,125	長 期 借 入 金	171,159
構 築 物	6,180		
医療用器械備品	7,037		
車両及び船舶	2,507	負 債 合 計	203,387
その他の有形固定資産	0	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	2,637	科 目	金 額
ソフトウェア	2,359	I 基 金	58,383
その他の無形固定資産	278	II 積 立 金	84,395
3 その他の資産	10,353	繰越利益積立金	84,395
長期貸付金	2,846		
その他の固定資産	7,507	純 資 産 合 計	142,778
資 産 合 計	346,165	負債・純資産合計	346,165

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-1

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市中央区帯山8丁目1番11号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 10月 1日 至 令和 4年 9月 30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	237,198
2 事業費用	
(1)事業費	0
(2)本部費	0
本来業務事業利益	151,596
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	85,602
2 事業費用	57,011
附帯業務事業利益	82,097
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	△ 25,086
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
事業利益	0
II 事業外収益	
受取利息	60,516
その他の事業外収益	0
III 事業外費用	
支払利息	7,636
その他の事業外費用	1,592
経常利益	5
IV 特別利益	
固定資産売却益	66,555
その他の特別利益	0
V 特別損失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
税引前当期純利益	66,555
法人税・住民税及び事業税	17,702
法人税等調整額	0
当期純利益	17,702
	48,853

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	346,165 千円
2. 負 債 額	203,387 千円
3. 純 資 産 額	142,778 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	145,326
B 固 定 資 産	200,839
C 資 産 合 計 (A+B)	346,165
D 負 債 合 計	203,387
E 純 資 産 (C-D)	142,778

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 ヘルスアライアンス
所在地 熊本市中央区帯山8丁目1番11号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
特になし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
特になし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 ヘルスアライアンス

理事長 谷崎 俊哉 殿

私（注1）は、医療法人社団 ヘルスアライアンス 理事長 谷崎 俊哉 殿の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 12 月 6 日

医療法人社団 ヘルスアライアンス

監事 岡野 訓

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。